

緊急事態宣言の延長を踏まえた「総合支援資金特例貸付の再貸付」について

新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が延長されたことに伴い、総合支援資金特例貸付の再貸付を受付けることとなりました。

対象者等につきましては、埼玉県社会福祉協議会のHP（外部サイトへリンク）[緊急事態宣言の延長を踏まえた特例総合支援資金の再貸付について | 埼玉県社会福祉協議会 \(fukushi-saitama.or.jp\)](#)をご確認ください。

※対象となる方には、埼玉県社会福祉協議会から順次案内が送付されますのでご確認ください。

※申請には自立相談支援機関の支援を受けることが必要となりますので、**事前に鴻巣市社会福祉協議会に電話でご連絡ください。**

※貸付には審査がありますので、審査結果によっては貸付できない場合があります。

申請受付期間：令和3年6月30日（水）まで ※当日消印有効